

令和5年度「福祉援護センターのあり方に関する懇話会」（第2回）議事録

日 時	令和5年10月16日（月）15時～16時50分
会 場	総合福祉会館 4階 第6会議室
出席委員	岸川委員（座長）、海原委員、佐久間委員、永田委員、小谷委員、八橋委員、青木委員（計7名）
傍聴者の有無	無

議事内容	
1 開会	(1) 事務局から配付資料及び欠席者（高谷委員の1名）について説明。
2 議事	(1) 座長から本日の次第について説明。 (2) 各議題の各委員からの主な意見及び質疑等については以下のとおり。 【議題（1）次期指定管理（選定方法、指定期間等）について】 →（事務局）前回、主に議論いただいた就労継続支援B型事業と就労定着支援事業については、指定管理者である事業団とも協議を行い、先の9月議会において条例改正議案を提出し、議決を得て10月1日から各事業を正式に廃止したことを報告させていただく。また、(1)の議題に関わるのところでは、本日欠席の委員から事前に事務局に連絡があり、施設協議会から出た意見ではあるが、次期指定管理の選定方法について公募という形とするのであれば、事業団ありきではなく、広く公募してもらいたいということに加え、事業団の経営状況について耳にするが、指定管理者としてどうなのかといった意見があったということを今回の懇話会で共有しておいてもらいたいということであった。 ・指定管理の選定方法については、資料の3-1では、原則、公募ということがあり、前回も公募という形で行っている。指定期間については、現在は5年だが、5年が妥当という意見なのか、変更するのであればその理由を合わせて各委員から意見をいただきたい。 ・前回の公募も事業団ありきということではなかったが、結果的に応募したのが事業団のみだったということだと思う。今回も前回と同様に公募という形が必要だと思っている。指定管理期間については、市で決められた基準に則って行うべきだと思っている。大抵の指定管理が5年で、県立施設で10年という所もあったと思うが、その施設は特に何年にすべきだということはないと思っている。公募という形でない

と、これまでのことや支援のことを考えると、今のこの状態から脱却することができないと思う。

- 先の市議会の一般質問では指名にしないのかという話もあったが、市としては資料3-1にあるように選定方法については原則公募となっている。公募を行わない場合は、それなりの理由があるということで資料3-2を見ると、網掛けになっている箇所が指名だが、病院関係などで、5年で新しい医療機器を入れ替えるというのは難しいのと、それなりの経験、実績を持っているということで10年としているのだと思う。そうしたことも踏まえ、広く公募して、その中で選考していくという形が良いと思っている。
- 選定方法については議論する必要もなく、公募という形で、色々な事業所や法人に応募していただけるような中身にすることが大切だと思う。5年という期間についても、概ね妥当な期間だということで、この懇話会としての意見としてまとめてよいか。
- (各委員) はい。

【議題(2)「生活介護事業」(定員、運営時間、利用期限等)について】

- 資料4-1の契約者数では、必ずしも毎日通っているということではなく、週に何日か通っている方もいるという理解でよいと思う。平成30年ぐらいまでは、ほぼ毎日、同じ事業所に通うというサービスの使い方が一般的であったが、今は週に数日間利用が主流になってるというところでの利用人数になっていると思う。利用率については92.4%ということで、資料4-2の生活介護事業の入苑状況としては、まず支援学校、養護学校から68.3%、他の福祉施設から7.3%、福祉援護センターの他事業から4.9%、在宅・その他の方が19.5%というところを見ると、間違いなく、支援学校の卒業生の受入れ先としては非常に重要な機能になっている。また、元々の在宅でサービスに繋がらなかった人が20%近くいるということもわかる。退苑状況としては、他の障害福祉施設が80%、その他、在宅の方が15%。地域作業所、地活センターは5%ということだが、こちらは、他の障害福祉施設と合わせて考えもよいのではないかと思う。
 - 利用期間は関係ないと思うが、定員や運営時間については、確か条例で規定しているのではなかったか。運営時間や定員を変更するとなると市議会の議決を得なければならないのではないか。令和6年3月議会で定員や通苑時間の条例を変えてから公募を行うということではないか。
- (事務局) 定員については条例ではなく、条例施行規則に規定されている。条例には実施する事業が規定されている。
- 定員については、議会の議決を得る必要はないということだが、共有しておくこととして、就労継続支援B型はもう廃止になり、指定管理料として支払ったものは返還するという形になるのか。

- (事務局) 生活介護事業の加配人件費相当分が指定管理料となっているため、今回の各就労支援事業の廃止については、指定管理料には全く影響を受けることはない。
- ・連絡会でも、指定管理料は返還するのかという質問があった。それについては私も分からないと答えたが、簡単に言うと内容が定められた指定管理料だったという理解でよいのか。
 - ・指定管理料の積算内訳については、生活介護に従事する加配人員を一人一人、看護師はいくら、支援員はいくらと、それを積み上げていて、欠員が生じた場合は返還してもらっている。
- (事務局) 市の加配人員として12.7人の配置を求め、看護師や支援員などの職種に応じて人件費を積算しているが、前回の公募のときに事業団から提示された提案額で協定を締結している。
- ・次期指定管理については、これから財務当局と一緒に市としての上限額を積算する。事業内容や指定管理の仕組みにも合わせた形で上限額を提示して公募をする。ただし、事業者によってはもっと低額で運用できるといった提案があれば、それは一つの選考の評価にはなる。指定管理の選考の中で、選考委員会とは別に財務関係については公認会計士に経営状況を見ていただく。
 - ・定員の40人はここ数年変わってないのか。生活介護の定員を増やして、就労継続支援B型を徐々に減らしてきた経緯があると思うが。
 - ・定員については、原則、今の状況で増やす、もしくは減らすという選択肢はないと思っている。指定管理期間の途中で人間的に余裕がある、もしくはスキルアップができた中で、増えるということはあると思う。そういう次のステップでもよいのではないかと思う。
 - ・単純に外から見ると、就労継続支援を廃止した分の定員を生活介護事業に上乗せして増やすことはできないかと思われるが、そこは難しいという状況にあるということになるのか。
 - ・就労継続支援の職員はもう異動してしまっている。
 - ・退職した方もいるし、事業団の中で配置換えで別の部門に異動している方もいる。生活介護の定員の経過としては、令和2年度から40名になっている。最初の指定管理の知的障害者更生施設であったときの定員は30名で、その後、公募にした平成24年度から定員を若干増やして34名、前回の公募から定員40人となっている。
 - ・他の事業がなくなったからだと思う。全体では60人ぐらいの定員だったが、多分そこから段々と事業ができなくなり、就労移行、就労継続B型も廃止した。もちろん生活介護が必要だということは分かっている。このアンケートを見た中で、生活介護の支援の仕方がこのままで良いと思っているのであれば、それは違うと思う。
 - ・確かに資料1のアンケートの中身を見ると、相談支援事業所からの回答では、かがみ田苑のあり方に疑問を投げかけているところがあった。例えば他市で第2種社会福

祉事業、つまり、入所ではない通所の事業で指定管理で行っている施設は、それほど多くない。やはり第1種社会福祉事業で指定管理というのは非常に意義があるが、そういったアンケートの回答も出てきている。それと資料4-3で生活介護事業所が市内にこれだけある中で、指定管理として行う意義付けがあるかどうかというところも検討しなければならないのではないと思う。定員40名の事業所も市内に多数ある。ただし、受入れ状況を見ると、支援学校の卒業生が多いというところでは、支援学校の各委員に意見をいただきたい。

- まず、利用期限については、私は個人的にはやはりあった方がよいと思う。アンケートの結果でも6年が妥当だという意見が多い。学校も小学校6年間、中学校3年間という期限がある中でどう生徒を伸ばすことができるかと教育していつているので、かがみ田苑も出口がある中で支援方法等を考えていただき、次につながってどこでも生活できることを当たり前にする。現実的に難しいところがあるかもしれないが、それをまず、6年という時間かけて行うのが一番良いのではないと思う。もう1点、かがみ田苑に対応が難しい方が集中し過ぎる、集まり過ぎると、それだけ加配の人員も必要になるので、私たちも上手く生徒たちを伸ばして、できる限り分散させられるように、支援や進路指導をしていかなければならないと思っている。
- 利用期限に関しては、実際に先日3年生が実習に行ったが、保護者から見ると、期限がなければ、かがみ田苑を利用したいが、併用で別の事業所にも通って、6年経ったらそちらの事業所にシフトできるようにしないといけないという話をしていた。ただし、市の立場として順番に機会が与えられるということは必要ではないかと思う。資料の事業所一覧を見ると、確かに事業所は多数あるが、実習等でお世話になり卒業後の話をした際には、定員はもう大分一杯になっているということで、一部の法人では慌ただしく事業所を増やしたりしてくれているところもあり、本当であれば今年あたりはもう行き場がないのではないかということもあったが、利用者の高齢化などで障害福祉ではなく高齢福祉の方に移行していた利用者がいたりとかして、思っていたよりは順次空きが出て、そこにうまく受入れてもらえているという実情がある。以前から申し上げているが、本来、支援というところが、もちろん肝ではあるが、実際に事業所まで送り迎えをするとすると、保護者の負担として一気に重荷になるので、やはり住まいから保護者が行きやすい場所ということになり、これだけ事業所があっても、家の近くで保護者が送迎できる範囲というようなところを現実的には選ばざるを得ない。本校では2年生に1回と3年生に2回、実習に行くので3か所の中から、より希望の高いところを見つけて、卒業後の進路を決めていくが、本当はこちらが良いが、やはり自分たちが送迎しなければならないことを考えると、ここですぬという話もあったり、その年のその住まいによって、去年、結構実習をお願いしたところが、今年はその地区の人がいないということで、また全然違うところを通ったりといったことがある。本当はその支援の内容で事業所を選択できれば良いが、現

実的にはそうした状況がある。別の会議では、卒業生に対しての移動支援について、また違う切り口で検討を進めていかなければならないという議論も出ている。

- 特にかがみ田苑の入苑状況については 68.3%と、70%近い方が支援学校を卒業された方の受け皿としての役割を担っているわけだが、有期限のところについては、公平性というところもあり必要だということは確かにあると思う。有期限については、ただ利用できるということだけではなく、その目的が大事なのではないかと思う。施設としてのコンセプト、市立施設の役割として、通過型ということは前面に出した方が良いのではないかと思う。6年の期限というのはあくまでも目安であって、かがみ田苑の利用目的としては、難しい生徒を卒業後に受入れるということがあるので、例えば、どのような支援をするのかというアセスメント、どのような環境であれば一番安心できるのかとか、落ち着けるのかとか、力が発揮できるかといったアセスメントに基づいて、その具体的な支援を組み立てて、今度は次の移行先などを一緒に考えながら、いわゆるアウトリーチ型で一緒にサービスが提供できることが理想的ではないかと思っている。そこには高い専門性が伴ってくるので、単に6年間お預かりするということだけではなく、先を見据えた支援計画を作ることができるかどうか、相談支援事業所とも密に連携をとる必要があると思う。そういう生活介護事業所としての方向性として、全面的に通過型、有期限という公平性を確保するというのを基盤としながら、利用者に専門的な支援を行い、次につなげていく準備期間という位置づけができれば良いのではないかと思う。6年間を目安の期間として、その利用者に応じて個別の判断ができるというのが望ましいのではないかと思う。
- 定員については、次期公募という形で、他の法人等が応募することが想定される中で、定員を変更するという事は難しいのではないかと思っている。市立であるがゆえに求められる安定感や信頼性、民間をリードするといったことに加え、有期限ということもあり、求められるものが多い中で定員だけ最初から増やすというよりは、余力が出た段階、指定管理期間中に増やすという方法もあると思うので、当初は現状の定員で行った方が、事業者にとっても応募しやすい部分もあるのではないかと思う。
- 私も定員は40人のままでよいと思うが、利用希望者が増えてきたときに、手続き的には定員については施行規則の改正でできるということだが、例えば、令和9年度から定員を増やすといった時に、どのような手続きが必要になるのか。指定管理料なども含めてどのような形で手続きを行うのか。
→ (事務局) 施行規則を改正するための市長決裁や協定変更の手続きを行う。定員を増やすことで指定管理料を増やす必要があれば、増やすための予算措置を行わなければならないが、事業者側のサービス報酬等の収入ですべて賄えるということであれば指定管理料には影響しない場合もあるかと思われる。
- 公募を行い、次期指定管理者が決まった後でも、指定期間の5年間の中で、協定書の変更等を行うことにより定員は変えることは可能だという理解でよいのか。

→（事務局）必要な手続きさえ行えば可能である。

- ・生活介護事業について、運営期間については5年間で概ね妥当だと思うが、利用時間等について意見等はあるか。
- ・夜間などは生活介護事業としてではなく、日中一時支援事業として運営しているということか。

→（事務局）9時から16時が基本の運営時間だが、家族の都合等に応じて午前7時30分から9時、16時から19時に日中一時支援を行っている。

- ・日中一時支援事業をこのまま継続して行うということであれば、生活介護の営業時間は現状維持でよいと思う。今のサービスが利用されているご家族にとっては非常に有益なものだと思うので、それが無くなってしまいうのは困ると思う。
- ・日中一時支援事業は市の単独事業で行ってるものになるが、議題（4）のところでご意見いただければと思う。全体を網羅しないと生活事業のあり方を検討できないところもあるため、相談支援、日中一時支援事業についてもご意見いただいた中で、最終的にあり方懇話会として生活介護事業をどう考えていくのかということをもとめたいと思う。

【議題（3）「相談支援事業」のあり方について】

→（事務局）相談支援事業のところでは、本日欠席の委員から施設協議会から出た意見ということであったが、「まずは相談支援の充実。市が指定管理で行ううえで、中心的な役割を担ってもらいたい。相談サポートセンターも手一杯な状況のため、かがみ田苑が個別支援計画の作成等を断るということがないような人員体制を手厚くしてもらいたい。」という意見があったということをもとに懇話会で共有しておいてもらいたいという連絡を事務局で受けている。

- ・相談支援に関して言うと、電話の件数が令和5年度6月から圧倒的に少なくなっている。来苑・訪問等については21件というところで78件から急激に減っている。9月には116件と増えているが、合計の相談支援件数としても、5月までは300件を超えていたが6月、7月に85、82件ということで、数字的には大きく変化している状況がある。資料1のアンケートの相談支援事業所の回答としては、相談に対して、もう少し力を入れて欲しいというようなことが記載されていたと思う。19ページには、「確か相談支援事業の充実が指定管理料の中にあっただと思うがまったく機能していない。市内の5か所の相談支援事業所があって、かがみ田苑相談支援事業所に指定管理料が上乘せされていること自体が理解できない。また、かがみ田苑の相談支援事業所で計画相談を利用している利用者の相談支援事業者に対する不満など、数多く受けてきているが、本来であれば相談支援事業所が他の相談支援事業所への不満などを受け止めるべきではないかと考える。」といった、かなり厳しい意見も記載されている。
- ・質問だが、相談支援事業の相談支援専門員に対して、指定管理料が人件費として1人

分出ているということなのか。

→ (事務局) いわゆる計画相談事業、障害サービス事業としての相談員に対する指定管理料の上乗せはしていない。かがみ田苑の事情を鑑みて、かがみ田苑から他の施設へ移行するための相談役として地域移行支援員という職種と、いわゆる計画相談ではなく、障害者や利用者の方から、何でも相談を受けるという役割として、地域生活相談員という2つの職種の職員を市の独自で配置しており、この2人分については指定管理料に含まれている。計画相談の相談支援専門員としては、指定管理料には上乗せしていない。

・資料5の表に配置職員2人とあるが、今の職種で言うとどれに当たるのか。

→ (事務局) 相談支援事業に従事する職員の人数について、各年度何人配置しているかを福祉援護センターに確認したところ、各年度ともに2人配置しているということであった。

・先ほどの地域生活相談員というのは、いわゆる指定特定相談支援事業として相談支援員を兼ねているのか。

→ (事務局) 兼ねていない形で人員配置を求めている。

・相談支援事業所の指定基準で言うと、常勤であろうが兼務であろうが、相談支援専門員を1人配置すればよい。実際にサービス利用計画を作成している人数は、資料5では令和4年度が84人となっているので、84人の計画を作成していると思うが、兼務の相談支援専門員1人では、おそらく84人分は作成できない。常勤専従1人で作成できるかどうかというくらいになるので、言い方を変えると84人程度の計画作成を維持するというのであれば、常勤専従で1人は配置しないと今のレベルは保てないと思う。今よりももっと相談支援を行って欲しいということであれば、人員を上乗せして配置する必要があると思う。

・計画相談はセルフでも障害福祉課に相談しながらできる部分はあると思う。その後の地域移行とか、そういった基幹的な相談を受けてもらえるところがほとんどなくて、市の方では地区で割り振られていると思うが、家庭での支援も弱いし、本人も重度で、どうなってしまうのだろうかという人たちがいて、地域ごとの基幹のところには何とか受入れてもらえないか相談したが、もう一杯で無理だと断られた。かがみ田苑の卒苑者であったりすると、何でもかがみ田苑で受けられないのかということもあった。計画相談以外にも、基幹相談的なところを充実させていただきたいと思う。他の民間事業所はもう一杯で、受けてくれている事業所では相当丁寧に対応してくださっていて、これ以上受入れを増やすことはできないと思うので、市の立場として地域生活相談員といった人を増やしていただくことで、かがみ田の存在意義がすごく高くなるのではないかと思う。

・今、基幹相談と言われたのは、いわゆる一般的な相談、サービスにつながる相談という意味合なのか。

- ・よろず的な相談である。
- ・そこについては今、障害者基幹相談支援センターと障害者相談サポートセンターがあるため、かがみ田苑を入れてしまうと、役割が重なってしまうので整理した方がよいと思う。相談支援事業所としてのマンパワーを指定管理として、どれだけ実施してもらうかというふうにした方がよいと思う。常勤1人分としての計画相談事業所としての要求する部分を、必要な配置人数を指定管理料で上乗せしてしまった方がよいのではないと思う。今までもそういう形で行っているが、それを明確にした方がよいと思う。地域生活相談員や地域移行支援員というのは、相談支援事業所としてではなくて、生活介護事業の職員として配置するという形にした方がよいと思う。
- ・通過型の施設としての機能と、相談支援事業との機能が整理できていないところがあるので、役割を明確にしたうえで、その人員を配置し、今利用されてる方たちの次の事業所につなげるようなコーディネーター的な機能を担うといった役割があると思う。
- ・それは生活介護の職員じゃなければできないと思う。利用者の特性や状況を知っている人でなければできない。サービス利用計画を作成したりするところについては、きちんと位置付けをしていただきたいと思う。私の事業所でもかがみ田苑で受けてもらっている方もいる。かがみ田苑では、サービス利用計画を含めて相談支援で作成してきているというところがあるので、私は別にしておいた方がよいと思う。ただし、移行の部分のところに関わるものは、生活介護の職員がきちんと役割として担う必要があると思う。加配の12.7人という人員は私たち民間事業所にとって、到底確保できる人数ではない。指定管理料として上乗せしていただいている以上は、その役割をきちんと担って欲しいと思う。
- ・相談支援のあり方については、やはりその移行をするということが前提の利用者であるということを踏まえたいうえで、その次につなげることができるような支援、相談体制が望まれるということによるしいか。
- ・(各委員) はい。

【議題（４）「日中一時支援事業」のあり方について】

- ・日中一時支援事業については朝9時までの見守り支援と、他の事業所を利用している方の16時以降の見守り支援ということで、障害児だけではなく、障害者の方に対する支援も行っている。利用時間でみると4時間未満が多数を占め、推測ではあるが他の事業所を利用して移動時間も含めると、大体16時半ぐらいに登苑してそこから2、3時間程度、19時、20時頃までの利用時間になるのではないと思う。
 - ・質問だが、日中一時支援で他の事業所を利用する方で、かがみ田苑の日中一時支援を利用している人数は把握しているのか。
- (事務局)細かい統計数値については今は手元にないが、他の事業所の利用者でかがみ田苑の日中一時支援を利用している方も複数人いる。

- ・市内で日中一時支援を行っている事業所はそれほど多くないと思うが、家族のニーズからすると、結構あるのではないかと思う。大変申し訳ないが、私の事業所では日中一時支援は到底できない。それだけの職員配置をすることができない。利用者としては、かがみ田苑や三浦しらとり園などを利用されてる方が多いのではないかと思う。日中一時支援のニーズは高いと思うし、継続して行っていただきたいと思う。
- ・市の施設として、責務として実施すべきものというところでは、障害福祉課でも考えている部分はあると思うが、私は日中一時支援を止めるという選択肢はなく、継続するという形だと思う。
- ・むしろ、さらにできるということであればもっと増やしてほしいと思う。私が知っている範囲では、日中一時支援を行っている事業所は、本当に数えるほどである。実際に在学中は学校が3時に終わって、放課後デイサービスが夜7時頃までで、それから帰宅する。かがみ田苑は4時までだが、4時に終わって帰宅するとなると、保護者が仕事ができないという現実がある。卒業生にも日中一時を利用して人がいるが、週1回程度しか空きがないということで、できれば増やしていただきたい。他の事業所からかがみ田苑まで送迎できるかという、立地的な問題もあるため何とも言えないが、受入れの枠があるだけでもありがたいというふうに思う。
- ・日中一時支援については、市立の施設の役割として担ってほしいということで、懇話会の意見として取りまとめるということではいいか。
- ・(各委員) はい。

【議題（５）今後の新規事業等について】

- ・現在、障害者計画を作成している最中で、結論から言うと、次期指定管理に福祉援護センターの指定管理業務として地域生活支援拠点を位置づけるということは無理だと思う。実施するならば自主事業で実施してもらったほうがよいのではないかと考えている。障害者計画の中で福祉援護センターに実施してもらおうということを書いているわけではないが、緊急時の対応、受入れという役割として、普段通所している事業所で、何か緊急事態があったときに、宿泊できる部屋などがあれば、1週間とか3日間とか、その施設の職員に支援してもらえといったことができないかと考えている。以前はかがみ田苑に体験室のような部屋があったということなので、在宅で暮らしてる方がグループホームを利用する時に、まず、かがみ田苑で訓練のような形で試しに宿泊してみてるという体験の場という役割も求められている。次期指定管理には間に合わないため、将来実施してもらおうことになるかもしれないというようなことで課題として提示して、事業者から自主事業として提案してもらおうのがよいのではないかと思う。また、資料7のモラトリアムセンターとか第1種事業の実施というところのイメージがつかめないが、移動支援の実施というところで言うと、送迎についてはお金も絡むので、次期指定管理業務の中でどういった送迎を行うための体制や人員などが必要なのかという議論はした方がよいと思う。医療的ケア児の

支援ということ言うと、手厚い人員配置というだけではなく、看護師の配置がさらに必要かどうか、看護師だけでは厳しいので、喀痰吸引研修を受けてもらうような方向性で今度の指定管理の仕様書やそのための指定管理料の積算が関係してくるのではないかと思う。

- ・障害とくらしの支援協議会の中で、地域生活支援拠点等の提案をさせていただいてる中で私も関わっているが、かがみ田苑の今後の役割として、あの施設の空間と設備を使った対応というのがやはり必要だろうということが話に出ている。ただし、それは他の委員が言われたように、実際にはその計画の中に入れるというよりも、自主事業や5年間の指定期間の中で実施していくというような形になるのではないかと思っている。公募する中で、きちんとその役割や意見が出ているということ、募集要項などに入れていただいたうえで、指定を受けてもらいたいと思う。自主事業で実施するのか、それとも5年の指定管理の中で実施するのかということは、また別の問題として考えていく必要性はあると思う。また、確かに移動支援ではなくて、いわゆるその拠点からの送迎をどうするかという議論はあってもよいと思っている。久里浜からなのか、どこか他の拠点なのかは分からないが、そういう所からの送迎体制をどう整備していくのかということ、これをこれからの議論の中の一つとして考えていただければと思う。実際に送迎を行えば、報酬が入ってくるという部分がある。そこは指定管理料に上乗せをするというよりは、きちんと整理したほうがよいと思う。医療的ケア児の支援の部分のところについては、看護師の部分や喀痰吸引の部分のところをどうしていくのかというのは、計画の中で助成などの制度が出ているため、そういう形で整理することができるのではないかと思う。
- ・新規事業というよりは、まずかがみ田苑の目的、コンセプトのところを、しっかりと決めるというか、市立の施設としての生活介護事業の方向性というのが一番大事になるのではないかと思う。目安6年間の中で通過型の支援をするという中では、お預かりではなく、専門性の高いアセスメント等を行って、その人に合った支援、組み立てができて、さらにそれを次につなげるという役割。難しいかもしれないが、やはりそこは目指して欲しいというところがある。そこをコンセプトとする。想定される利用者は、いわゆる行動障害があって、対応が難しい人がほとんどだと思う。自閉症の方や重篤な他害があったり、自傷行為があったり、昼夜逆転があったり、地域で住むことが難しかったり、支援学校でも、いわゆる行動障害があってなかなか受入れ先が見つからないので、最終的にかがみ田苑で受けてもらったというケースも多数あると思う。そうすると、やはり、対応に困難さを抱える人に対応できるということ、かがみ田苑の利用目的のところには入れていただきたいと思う。利用者の定員の中に、著しく行動面での対応が難しい人、40人中一定数は、そういう人たちの枠を設けて、この方たちを専門的に支援できるという、それは自主事業というか今後の提案事項の中で事業者がぜひ提案して欲しいところもあるが、そういった通過型の目的

に沿った支援ができるということが、おそらく大事になるのではないかと思います。それがこの地域生活支援拠点等という事業までいかなくても、目的を達成する一つのチャンネルになるのではないかと思います。緊急時の受入れや体験ができるといったところでは、かがみ田苑を以前、見学したが、1階部分には浴室もあるので、例えば、そこに和室6帖、8帖ぐらいの一室を設けて、食事ができるキッチン付きのダイニングがあるだけでも、色々な活用方法が期待できると思う。新たなサービスを実施する場合に関しては、指定の基準や施設の修繕なども必要だとは思いますが、指定管理の仕様書に盛り込まなかったとしても、そういう役割もできれば担って欲しいので、提案事項などに含めたほうがよいのではないかと思います。一番大事なことは、かがみ田苑の方向性が明確にされて、それを理解して事業展開できる法人や事業所が応募してくれるような仕様書ができればよいのではないかと思います。

- ・公募に関するところでは、過去に指名から公募にした十数年前に、支援の継続性が大事だといった話があった。事業者が公募で変わる可能性がある中で、支援の継続性をどう担保するかということは、この懇話会で少し議論すべきだと思う。
 - ・確かに資料1のアンケートを見ると、今の指定管理者の事業団については、変わらないほうがよいという意見もある。その背景としては、急に支援者が変わってしまうとか、今の支援が受けられなくなるといった不安があると思う。今受けてる支援を継続しながらということは、常に考えていかなければならないと思う。公募という形で、複数の事業者が応募して競合となったときに、指定管理者が変わる可能性がある。そうした場合の引継ぎや申送りについての手立てについても明確にしておいた方がよいということが、今委員が提案された意見なのだと思う。
 - ・次期指定管理の引継ぎの経費の予算措置については、引継ぎの3か月間程度、新旧二つの事業者の人件費が必要になるということが考えられる。重度の行動障害などの利用者があるため、一般的な指定管理の業務とは性質が異なるといった理由で、引継ぎの経費を計上する必要性も考えられるが、各委員から意見をいただきたい。
- (事務局) その引継ぎ業務については、仕様書にどのように明記すべきかと考えている。ある程度引継ぎに要する期間や人員数などを明確化しなければ人件費等を見積もることができない。また、具体的な引継ぎの方法についても仕様書に明記すべきと考えているが、どのように明記すべきか各委員の意見をいただきたい。
- ・県の三浦しらとり園が指定管理に移行したときは、数か月前から受託者の職員が現体制の中に入り込んで、一緒に支援をしていたと思われる。新しく指定管理者となる法人の中心的な職員が何か月前からか、今の事業団で行っている支援を経験して、その後、新たな指定管理者としてどう組み立てて事業を引継ぐかを進めていく期間を設けるとか、あとは新たな指定管理者が現事業団の職員の中で希望者がいれば抜擢するという方法などがあるかと思われる。
 - ・私も以前、県立から三浦しらとり園が移行するときに関わったことがあった。半年間

だったか記憶が定かではないが、県からの出向で施設長が来て、現指定管理者の清和会からも何人か来て、県の職員から実際のやり方を引き継いでいったということがあった。今回、公募をして新たな事業者が変わったときには、一つの方法としてはそういうやり方もあるのではないかと思う。新たな事業者が実際に入って来て行く。そこで今までのやり方に少し問題があるというようなことがあれば、修正したりということもあると思う。

- ・民間から民間への引継ぎの場合だと状況が違うのかもしれない。県のときの場合は臨時の兼務ができたからだと思う。
 - ・スケジュール的には、来年の12月議会で指定管理の議決を受けるので、そうすると12月から3月までが引継ぎの期間としては3か月しかない。
 - ・3か月間は厳しいかもしれないが、三浦しらとり園は入所のため、通所施設とは違うところがあると思う。何とか3か月間あればできるのではないか。
 - ・対応していただけるのか今はまだ分からないが、とてもセンスがあって、利用者の支援が上手くできる人であったら、横滑りで所属が変わるということによって済むという場合もある。確かに3か月という期間では大変だろうとは思う。
 - ・福祉援護センターのあり方懇話会の意見としては、公募で5年という指定期間の中で、市立の施設としての方向性を明確にしたうえで、しっかりと事業展開できるようにということを前提として、万が一、公募で運営主体が変わった場合には、引継ぎや申送りのための予算を確保するよといった意見として取りまとめるということではよいか。
 - ・(各委員) はい。
 - ・今回の議事については(5)番まで終わったところだが、その他意見等があるか。
- (事務局) 新規事業については、例えば、ショートステイや生活支援支援拠点等を行うということが前提ということであれば、居室のようなスペースを設けるための工事費や修繕費を見積もって指定管理料とは別に予算を確保する必要がある。
- ・先ほどの他の委員が言われたように、令和7年度の当初から行うことは無理だという結論が出ている。心配なのは指定期間の途中で補正予算を組むといった場合に、予算が確保できるとかということである。それは大丈夫なのか。
 - ・補正予算についても市議会の議決を得ることが必要となるので、今の時点では何とも言えない。
 - ・事業として宿泊を伴う事業展開するということであれば、ハード面の予算措置をしておく必要がある。
 - ・予算措置しておいたほうがよいとは思いますが、直ぐにできるかということもあるし、改修工事をするにしても体制だとか緊急時に行うのかとか、何が必要なのかとか、そういうコンセプトがしっかりしていないと改修工事の内容が定まらないのではないかと。

- ・現時点ではそこまでできないと思う。受入れの日数であったり、身体や知的などどういった方を対象とするのかによって形が違う。ストレッチャーのような機器を入れる必要があるとか、事業目的や利用者などのターゲットが決まらなると難しいのではないか。
- ・今検討を進めている障害者計画の中で、体験の場については、令和8年度までに1か所設けられたらとよいと思っている。通所施設を使うようなところは、民間事業所で請け負えるところがあれば、かがみ田苑しかないと考えている。そうすると、市の実施計画が令和8年から始まると思うので、実施計画に載せられればある程度、事業として通りやすくなるので、そのタイミングで改修工事なども実施計画の中で、予算が確保できればよいのではないかと考えている。

3 閉会